

社会福祉法人 溪州会 定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
特別養護老人ホームの経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - ア 老人デイサービス事業の経営
 - イ 老人居宅介護等事業の経営
 - ウ 老人短期入所事業の経営
 - エ 老人介護支援センターの経営
 - オ 障害福祉サービス事業の経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人溪州会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、(地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮するもの等)を支援するため、無料または低額な料金で福祉サービス(社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担軽減等)を積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を鹿児島県薩摩川内市西方町字小迫3111番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任・及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人に評議員選任・解任委員会を置き、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることがあってはいけない。

(評議員の任期)

- 第8条 評議員の任期は、選任4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 評議員は第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに退任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第9条 評議員の報酬は無報酬とする。
- 2 評議員にはその職務を行う為に要する費用を弁償することができる。
 - 3 前項の費用弁償の支給基準については、理事会の決議を経て理事長が定める。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第11条 評議員会は次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分

- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 公益事業・収益事業に関する重要事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議する者として法令又はこの定款で決められた事項

（開催）

第 12 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、3 月及び必要がある場合に開催する。

2 評議員会の運営はこの定款による他、別に定めるところによる。

（招集）

第 13 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第 14 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の事項及び別に定めるところによる決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 16 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することにする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 15 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに署名し、又は記名押印する。

第 4 章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、5名以内を業務執行理事とすることができる。
 - 4 この法人に会計監査人を置く

(役員及び会計監査人の選任)

第17条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第18条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が理事総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。

- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係のある者を含む)及び評議員(その親族その他特殊の関係のある者を含む)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 理事長は法令及びこの定款の定めるところによりこの法人を代表してその職務を執行し、業務執行理事は理事会において別に定めるところによりこの法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事はいつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第21条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも次に掲げるものの閲覧および謄写をし、または理事長及び職員に対し会計に関する報告を求めることができる。

- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

- (2) 会計簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第 22 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第 16 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに退任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第 23 条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、またこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に召集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第 24 条 理事及び監事に対する報酬は無給とする。

- 2 役員にはその職務を行う為に要する費用を弁償することができる。
- 3 前項の費用弁償の支給基準については、理事会の決議を経て理事長が定める。
- 4 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(取引の制限)

第 25 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外のものとの間におけるこの法人とその他理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取り扱いについては、別に定める規定によるものとする。

(役員賠償責任)

第26条 理事、監事はその任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を補償する責任を負い、この責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。

(責任の免除)

第27条 理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対する賠償責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第28条 理事（理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）、監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法人であらかじめ定めた額と社会福祉法第45条20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号で定める額といずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(職員)

第29条 この法人に職員を置く。

2 この法人を設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長」という。）は理事会において、選任及び解任する。

3 施設長以外の職員は理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会はすべての理事をもって構成する

2 理事会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

(権限)

第31条 理事会は次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 内部管理体制の整備にかかる本方針の決定

2 前項第4号にかかる規定は、別に定めるところによる。

(招集)

第32条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、以下の事項及び別に定める事項については、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事総数（現在数）の3分の2以上の同意を受けるものとする。

- (1) 基本財産の処分
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (4) 公益事業・収益事業に関する重要な事項

3 前2項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときは除く）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事が、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第35条 この法人の資産はこれを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 土地

土地	地目	面積
鹿児島県薩摩川内市西方町字陣ノ尾2827番地	宅地	2216.93 m ²
鹿児島県薩摩川内市西方町字小迫3111番地	宅地	7847.00 m ²
鹿児島県薩摩川内市西方町字陣ノ尾2830番地1	雑種地	2234 m ²
鹿児島県薩摩川内市西方町字小迫3119番地2	雑種地	683 m ²
鹿児島県薩摩川内市西方町字小迫3121番地3	原野	1246 m ²
鹿児島県薩摩川内市西方町字小迫3116番地1	山林	1316 m ²
鹿児島県薩摩川内市西方町字小迫3115番地	山林	460 m ²

鹿児島県薩摩川内市西方町字小 迫3108番地	山林	4142	m ²
鹿児島県薩摩川内市西方町字小 迫3107番地	山林	744	m ²
鹿児島県薩摩川内市西方町字小 迫3109番地	山林	255	m ²
鹿児島県薩摩川内市西方町字小 迫3106番地	畑	475	m ²
鹿児島県薩摩川内市西方町字陣ノ尾2822番地	宅地	1279.72	m ²
鹿児島県薩摩川内市西方町字陣ノ尾2817番地1	雑種地	1217	m ²
鹿児島県薩摩川内市西方町字陣ノ尾2818番地	畑	866	m ²
鹿児島県薩摩川内市西方町字小 迫3121番地1	原野	1990	m ²
鹿児島県薩摩川内市西方町字小 迫3121番地2	原野	3489	m ²
鹿児島県薩摩川内市西方町字小 迫3132番地1	山林	2892	m ²
鹿児島県薩摩川内市西方町字小 迫3132番地3	山林	1396	m ²
鹿児島県薩摩川内市西方町字小 迫3129番地	山林	703	m ²
鹿児島県薩摩川内市西方町字山ノ口 3753番地	山林	1058	m ²
鹿児島県薩摩川内市西方町字小 迫3770番地1	原野	2289	m ²
鹿児島県薩摩川内市西方町字小 迫3128番地	山林	607	m ²
鹿児島県薩摩川内市西方町字小 迫3123番地2	原野	249	m ²
鹿児島県薩摩川内市西方町字山ノ口3760番地	山林	1063	m ²
合 計		40,717.65	m ²

(2) 建 物

所在地 鹿児島県薩摩川内市西方町字小 迫3111番地、3108番地、3115番地、3116番地1
鹿児島県薩摩川内市西方町字陣ノ尾2827番地

構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根合金メッキ鋼板葺平家建

種 類 老人福祉施設

面 積 3730.75平方メートル

所在地 鹿児島県薩摩川内市西方町字陣ノ尾2822番地

構 造 木造セメント瓦葺平家建

種 類 デイサービスセンター

面 積 129.80平方メートル

3 その他財産は、基本財産、公益事業財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第36条 基本財産を処分し又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、薩摩川内市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、薩摩川内市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の融資貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第 37 条 この法人の資産は理事会の定める方法により理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する。

（事業計画及び収支予算）

第 38 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに理事長が作成し理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 39 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ第 3 号から第 6 号までの書類について会計監査人の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の付属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の付属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行第 2 条の 39 に定める要件に該当しない場合には、第 1 号の書類を除き、定時評議員会への報告に変えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
 - 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、従たる事務所に 3 年間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監事監査報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した名簿
 - (5) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第 40 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 41 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 42 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 7 章 公益を目的とする事業

(種別)

第 43 条 この法人は社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として次の事業を行う。

(1) 居宅介護支援事業

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第 8 章 解散

(解散)

第 44 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 45 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第 46 条 合併しようとするときは、評議員会の決議を得て薩摩川内市長の認可を受けなければならない。

第 9 章 定款の変更

(定款の変更)

第 47 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て薩摩川内市長の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を薩摩川内市長に届けなければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、社会福祉法人溪州会の掲示場に掲示するとともに官報又は新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第49条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行う。

理事長	濱田國弘
理事	濱田智
理事	内山明
理事	桐原良種
理事	上村俊朗
理事	山ノ内亮
理事	川路交
理事	田畑福男
理事	小ヶ倉靖郎
理事	榎田満洲雄
監事	湯原百千
監事	橋本敏行

* 平成29年4月1日前に設立された法人は、評議員の定めは不要。

2 この定款は、平成29年4月1日より施行する。